

第2部 令和5年度（2023年度）に 向けた目標の設定

第1章 成果目標について

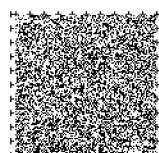
計画期間の取り組みの達成度を評価するため、成果目標を設定します。障害者の自立支援の観点から、地域移行や就労支援といった課題に対応するため、国の指針を参考とし、以下のとおり成果目標を定めます。

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針			
①令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。			
②令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減することを基本とする。			
久留米市の目標			
①令和元年度（2019年度）末の施設入所者数のうち、令和5年度（2023年度）までに地域生活へ移行する人数を23人とします。			
②令和5年度（2023年度）末の施設入所者数を、令和元年度（2019年度）末施設入所者から6人減少することを目指します。			
項目	数値	考え方	
R1年度(2019年度)末時点の入所者数	A	374人	R1年度(2019年度)末の実績
R5年度(2023年度)末の入所者数	B	368人	R5年度(2023年度)末の見込数
【目標値】地域生活移行者	C	23人	施設入所から地域生活へ移行する者の数
		6%	C/A×100
【目標値】削減見込み	A-B	6人	差引き減少見込数（A-B）
		1.6%	(A-B)/A×100

- 前期計画において、令和2年度（2020年度）末の入所者の目標を358人としましたが、目標を達成できない見込みとなっています（実績見込375人）。これは、地域生活移行者の実績が令和元年度まで15人と、目標（33人）を達成できない見込みとなつたこと、障害者の重度化・高齢化などにより新規に福祉施設へ入所する人も見られることから、施設入所者数の削減が十分に進んでいないためです。
- 国の指針に則して地域移行を進め、入所者数を減少することとします。地域移行を進めるに当たっては、地域移行支援、地域定着支援及び自立生活援助等のサービスの活用や、グループホーム及び短期入所の整備、緊急時対応のための地域生活支援拠点等の機能充実などに取り組み、地域で安心して生活できる環境整備を図ります。地域移行を進める一方で、在宅生活が困難な方に、適切な施設サービスが提供できる体制を確保します。

※「地域生活への移行」とは、福祉施設に入所している障害者が、グループホーム、一般住宅等へ移行することをいいます。



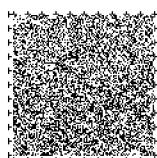
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- ①協議の場の活性化に向けた取組みが必要であり、市町村ごとの協議の場の内容に係る以下の事項について、活動指標として設定する。
- ・開催回数、参加者数、協議の場における目標設定および評価の実施回数。

久留米市の目標

- ①－1 保健、医療、福祉関係者による協議の場 設置済
＊「障害者地域生活支援協議会（地域包括ケアシステム検討部会）」および「精神保健福祉関係機関連絡会議」
- ①－2 障害者地域生活支援協議会（地域包括ケアシステム検討部会）および精神保健福祉関係機関連絡会議
- (1) 開催回数
＊協議内容によって、年間1～3回開催予定
- (2) 参加数
＊委嘱する委員数に基づく
＊障害者地域生活支援協議会（地域包括ケアシステム検討部会）には当事者又はその家族の参加を求める。
- (3) 目標設定
＊「障害者地域生活支援協議会（地域包括ケアシステム検討部会）」と「精神保健福祉関係機関連絡会議」が連携し、「地域包括ケアシステム」についての研究、検討を行い、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる体制づくりについて協議を行うこと
＊具体的には、精神科医療機関における入院患者の地域移行等の課題を調査・分析し、住まいの確保や退院後の医療等継続支援、関係者に対する研修の実施など、必要な取り組みを検討し、優先順位をつけて実施する。
- (4) 評価の実施回数
＊年間1回

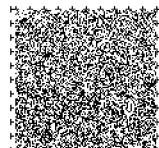


3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針
①地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
久留米市の目標
<p>①-1 地域生活支援拠点等の整備：設置済（令和2年度末） ＊障害児・者の在宅生活を支援するため、拠点に求められる機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会の場、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくり）を、相談支援事業所を中心とした指定障害福祉サービス事業所等との協力により確保します。</p> <p>①-2 運用状況の検証及び検討 ＊障害者地域生活支援協議会 計画推進部会 　拠点の運用については、障害者地域生活支援協議会 計画推進部会において、前年度の実施報告を行い、同部会において協議します。同部会の評価・意見については次年度以降の運用に反映できるように努め、拠点機能の改善や強化を行っていきます。</p>

4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針
①一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍とする うち　就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30倍 就労継続支援A型を通じた移行者数：1.26倍 就労継続支援B型を通じた移行者数：1.23倍 ②就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上が利用する ③就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を7割以上とする
久留米市の目標
①R5年度（2023年度）の福祉施設からの一般就労者数を年間92人とします。 うち、就労移行支援事業所を通じた移行者数を年間63人、就労継続支援A型事業所を通じた移行者数を年間17人、就労継続支援B型事業所を通じた移行者数を年間12人とします。 ②R5年度（2023年度）における就労支援事業所等を通じて一般就労する者のうち、7割の方が就労定着支援事業所を利用することを目指します。 ③R5年度（2023年度）において、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上になることを目指します。



項目		数値	考え方
R1 年度(2019 年度)の一般就労への移行実績	A1	72人	R1 年度(2019 年度)の実績
	A2	49人	R1 年度(2019 年度)の実績 就労移行支援事業所を通じた数
	A3	14人	R1 年度(2019 年度)の実績 就労継続支援 A 型事業所を通じた数
	A4	9人	R1 年度(2019 年度)の実績 就労継続支援 B 型事業所を通じた数
R5 年度(2023 年度)中の一般就労への移行者数	B1	92人	R5 年度(2023 年度)の目標 (A1 の 1.27 倍以上)
	B2	63人	R5 年度(2023 年度)の目標 (A2 の 1.30 倍以上)
	B3	17人	R5 年度(2023 年度)の目標 (A3 の 1.26 倍以上)
	B4	12人	R5 年度(2023 年度)の目標 (A4 の 1.23 倍以上)
R5 年度(2023 年度)中の一般就労移行者のうち就労定着支援事業所利用者	C	64人	R5 年度(2023 年度)の目標 (B1 の 7 割)
R5 年度(2023 年度)末における就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所数	D	7割以上	-

■令和元年度（2019 年度）の一般就労の実績は 72 人となっており、前期計画の目標（令和 2 年度（2020 年度）において 60 人）を達成しています。

■令和 2 年度（2020 年度）末における就労移行支援の利用者見込み数は 73 人となっており、前期計画の目標（令和 2 年度（2020 年度）末の利用者数 134 人）を達成できない見込みとなっています。これは、事業所数が減少し、それに伴い定員数も減少（令和 2 年 9 月 1 日現在で、指定事業所 7 事業所・定員合計 116 人）していることなどが原因と考えられます。

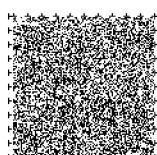
■令和元年度（2019 年度）に就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所は、全体の 67%（6 事業所のうち 4 事業所）となっており、目標（令和 2 年度（2020 年度）末までに 5 割）を達成しています。

■平成 29 年度から令和元年度（2019 年度）中に就労定着支援事業を利用開始した者の 1 年後の職場定着率は 95% となっており、目標（職場定着率 8 割）を達成しています。

■事業所への集団指導や障害者地域生活支援協議会と連携した勉強会等の実施により、一般就労の促進について情報共有を行います。

■就労移行支援事業所、就労継続支援事業所と就労定着支援事業所等関係機関との連携により、福祉的就労から一般就労に移行した障害者の職場定着を図ります。

※「一般就労者」とは、福祉施設から一般企業に就労した者、在宅就労した者、自ら起業した者をいいます。



5. 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

- ①令和5年度までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヶ所以上設置することを基本とする。
- ②令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1ヶ所以上確保することを基本とする。
- ④令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

久留米市の目標

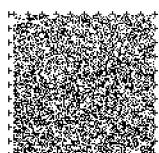
- ①児童発達支援センター 確保済（2カ所）

*児童発達支援センターは、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族からの相談対応や、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

- ②保育所等訪問支援事業所 確保済（3カ所）

- ③主に重症心身障害児を支援する事業所 確保済

（児童発達支援事業所3カ所、放課後等デイサービス事業所4カ所）

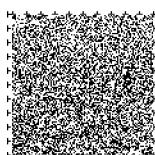


④ー1 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場 設置済

	重症心身障害児・者地域生活支援事業連携会議	障害者地域生活支援協議会 重心分科会
【目的】	医療的ケアが必要な方を含む重症心身障害児・者及びその家族に対して、医療・福祉の両面に通じたコーディネーターを核とした相談支援体制の構築をはじめ、地域課題の解決に向けた様々な施策の検討や社会資源等の開発、個別事例対応の検討等を踏まえた関係機関による情報共有や連携を行い、重症心身障害児・者及びその家族の地域生活の支援を図る。	重症心身障害児・者や医療的ケア等が必要な障害児・者及びその家族に対して、福祉、医療又は教育に関連する関係機関が相互に連携を図ることにより、地域における重症心身障害児・者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制整備を図る。
【構成】	市内の総合病院及び訪問看護事業所の職員（看護師）、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所職員、学校、行政 等	重症心身障害児・者地域生活支援協議会連携会議の構成員、障害者基幹相談支援センター、行政 等

④ー2 医療的ケア児等に関するコーディネーター 設置済

- ①～④についてすでに確保・設置済みですが、各機関の機能充実と関係機関との連携強化等により障害児に係る多様なニーズに対応する体制の強化・充実を図ります。



6. 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

①令和5年度（2023年度）末までに、各市町村において、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保することを基本とする。

久留米市の目標

①相談支援体制の充実・強化に向けた体制確保 確保済

*基幹相談支援センター、指定相談支援事業所、高齢や子ども、生活困窮などの相談支援機関及び地域の相談機関等との連携を図ることで、多様なニーズに対応する相談支援体制の充実・強化を図っていきます。

(1) 障害者基幹相談支援センター 設置済（4カ所）

【目的】

市内に居住し、地域における生活支援を必要とする障害児・者及びその家族に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障害児・者およびその家族等の地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図る。

【取り組み】

委託相談支援（当事者・家族等を対象） ⇒障害者本人や家族等を対象に、様々な相談を受け付け、問題の解決を図る	基幹相談支援（事業者を対象） ⇒指定相談支援事業所への支援や地域づくりへの取組みを実施
1.総合的・専門的な相談支援 2.権利擁護・虐待の防止 3.その他 ・当事者の方への支援（情報提供、研修等） ・住宅入居等支援事業 など	1. 指定相談支援事業者等に対する指導、助言 2. サービス等利用計画等作成の推進 3. 地域移行・地域定着の促進の取組 4. 地域づくりへの取組 5. 地域生活支援協議会運営（事務局） 6. その他 ・地域の相談機関（民生委員等）との連携強化の取組 など

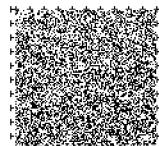
(2) 障害者地域生活支援協議会 相談分科会の運営

【目的】

市内の指定相談支援事業所及び関係者が相互に連携を図ることで、地域における社会資源の改善・開発、職員の資質向上やネットワークの構築を行い、相談支援体制の充実強化を図る。

【構成】

市内指定相談支援事業所、障害者基幹相談支援センター、行政 等



7. 障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針

①令和5年度（2023年度）末までに、市町村において、障害福祉サービスの質の向上を図るための体制を構築することを基本とする。

久留米市の目標

①利用者にとって必要とされるサービス提供が行えるように、市の障害福祉職員が以下の取組みを行います。

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

*令和5年度（2023年度）末までに、県が実施する市町村向けの障害福祉サービスに係る各種研修等に参加する。

(2) 指導監査結果の関係市町村との共有

*令和5年度（2023年度）末までに、指定障害福祉サービス事業所及び指定障害児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施とその結果を、県や他市と連携し共有する体制を構築します。

